

< 条例に位置づけるべき項目 >

1 目的

全体としての条文がまとまり、全体の骨格が明確化しないとまとめられないものであるが、規定は必須。

あまり説明を長い条文にすべきではないのでは。

2 定義

1の目的とともに、第1条・第2条とするのが通常の形であり、そのように進めることとする。

各条文ができあがった段階で、定義すべき用語及びその内容について定める。

定義として考えられるものは、次のとおり

市民、事業者、協働、情報の共有化、参画、執行機関

3 基本原則

現在仮置きしている前文に基本理念を明確にした上で、基本原則を定める。

基本原則として考えられるものは、次のとおり

市民参加、情報の共有、協働

4 行政計画に基づく行政運営

行政計画に基づき計画的に行政を運営する旨の規定

5 総合的な行政サービスの提供

他の規定で同旨の内容が読み取れるものがあれば必要ないのではないか

当然のことであり、他自治体において規定例が少ない。

6 この条例の検討・見直し

見直しの期間等については検討する必要がある。

条例見直しの場合の手続についても別途検討する必要ありか。

7 この条例の位置づけ

最高規範性

北村氏

事業者定義等

個人情報保護条例の規定に併せたほうがいい

北村氏

危機に対する対応に関する条文について規定したほうがいいのでは

市民20 市民推進委員会